

令和3年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果																														
議案 第1号	専決処分の報告について（令和2年度清瀬市一般会計補正予算（第9号））	<p>市内で新型コロナウイルスワクチン接種事業を早急に展開する必要があったため、令和2年度清瀬市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和3年第1号</p> <p>2 専決処分日 令和3年1月15日</p> <p>3 主な内容</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種事業経費として、令和2年度清瀬市一般会計補正予算（第9号）において1億977万円を歳入歳出それぞれで増額補正し、市内の医療機関に接種事業を委託できるようにしたものです。なお、この予算額の一部をワクチン接種体制確保業務費として、令和2、3年度の債務負担行為としました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課、健康推進課</p>	3月24日 承認																														
議案 第2号	令和3年度清瀬市一般会計予算	<table border="0"> <tr> <td>歳入総額</td> <td style="text-align: right;">31,698,000千円</td> </tr> <tr> <td>市税</td> <td style="text-align: right;">9,321,882千円</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td style="text-align: right;">114,000千円</td> </tr> <tr> <td>利子割交付金</td> <td style="text-align: right;">13,000千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金</td> <td style="text-align: right;">67,000千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金</td> <td style="text-align: right;">70,000千円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税交付金</td> <td style="text-align: right;">60,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金</td> <td style="text-align: right;">1,561,000千円</td> </tr> <tr> <td>環境性能割交付金</td> <td style="text-align: right;">27,000千円</td> </tr> <tr> <td>国有提供施設等所在市町村助成 交付金</td> <td style="text-align: right;">38,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td style="text-align: right;">91,446千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td style="text-align: right;">3,816,000千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金</td> <td style="text-align: right;">6,000千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">146,264千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">422,088千円</td> </tr> </table>	歳入総額	31,698,000千円	市税	9,321,882千円	地方譲与税	114,000千円	利子割交付金	13,000千円	配当割交付金	67,000千円	株式等譲渡所得割交付金	70,000千円	法人事業税交付金	60,000千円	地方消費税交付金	1,561,000千円	環境性能割交付金	27,000千円	国有提供施設等所在市町村助成 交付金	38,000千円	地方特例交付金	91,446千円	地方交付税	3,816,000千円	交通安全対策特別交付金	6,000千円	分担金及び負担金	146,264千円	使用料及び手数料	422,088千円	3月24日 可決
歳入総額	31,698,000千円																																
市税	9,321,882千円																																
地方譲与税	114,000千円																																
利子割交付金	13,000千円																																
配当割交付金	67,000千円																																
株式等譲渡所得割交付金	70,000千円																																
法人事業税交付金	60,000千円																																
地方消費税交付金	1,561,000千円																																
環境性能割交付金	27,000千円																																
国有提供施設等所在市町村助成 交付金	38,000千円																																
地方特例交付金	91,446千円																																
地方交付税	3,816,000千円																																
交通安全対策特別交付金	6,000千円																																
分担金及び負担金	146,264千円																																
使用料及び手数料	422,088千円																																

	国庫支出金	6,317,158千円
	都支出金	5,522,275千円
	財産収入	8,488千円
	寄附金	5,001千円
	繰入金	1,334,825千円
	繰越金	400,000千円
	諸収入	180,573千円
	市債	2,176,000千円
	歳出総額	31,698,000千円
	主なもの	
	議会費	303,800千円
	総務費	4,249,573千円
	公共施設整備基金積立事業	150,000千円
	計画行財政推進事業	5,771千円
	新庁舎建設事業	443,558千円
	市史編さん事業	19,705千円
	情報システム管理運営事業	370,659千円
	起業支援事業	8,247千円
	博物館施設維持管理事業	59,017千円
	戸籍住民基本台帳事務事業	61,301千円
	衆議院議員選挙費	27,601千円
	都議会議員選挙費	22,556千円
	民生費	16,900,570千円
	介護保険特別会計繰出金	1,185,707千円
	生活困窮者自立支援事業	62,610千円
	後期高齢者医療特別会計繰出金	1,068,848千円
	自立支援給付事業	2,178,974千円
	国民健康保険事業	
	特別会計繰出金	1,061,126千円
	私立幼稚園等助成事業	612,136千円
	私立保育園等運営事業	2,586,547千円
	生活保護援護事業	3,800,010千円
	衛生費	1,979,957千円
	昭和病院企業団運営事業	89,911千円
	がん検診推進事業	31,472千円
	健幸ポイント事業	16,936千円
	母子保健事業（ネウボラ事業）	11,051千円
	定期予防接種事業	176,873千円
	任意予防接種事業	18,623千円
	環境保全啓発事業	6,058千円
	一部事務組合運営事業	414,490千円

		<p>ごみ収集・処分等作業事業 517,549千円</p> <p>労働費 6,359千円</p> <p>農林業費 124,938千円</p> <p>農業振興対策事業 65,105千円</p> <p>商工費 80,138千円</p> <p>商工会等育成事業 22,019千円</p> <p>消費者保護対策事業 3,412千円</p> <p>土木費 1,507,078千円</p> <p>道路整備事業 135,662千円</p> <p>道路用地購入事業 2,792千円</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物</p> <p>耐震化促進事業 144,203千円</p> <p>区画整理事業 3,462千円</p> <p>都市計画街路事業 30,758千円</p> <p>下水道事業会計繰出金 109,333千円</p> <p>緑地整備事業 500,154千円</p> <p>柳瀬川回廊事業 3,543千円</p> <p>消防費 1,111,763千円</p> <p>消防事務委託事業 927,847千円</p> <p>消防団運営事業 34,722千円</p> <p>防災対策事業 122,209千円</p> <p>教育費 3,385,802千円</p> <p>学力向上推進事業 30,997千円</p> <p>小学校運営管理事業 153,132千円</p> <p>小学校校舎改造事業 24,200千円</p> <p>小学校体育館空調設備整備事業 249,200千円</p> <p>中学校運営管理事業 85,976千円</p> <p>図書館運営管理事業 46,763千円</p> <p>学童クラブ運営管理事業 162,031千円</p> <p>児童センター事業 276,255千円</p> <p>東京2020大会関係事業 6,997千円</p> <p>清瀬内山運動公園等管理事業 214,016千円</p> <p>公債費 2,027,512千円</p> <p>諸支出金 510千円</p> <p>予備費 20,000千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
議案 第3号	令和3年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算	<p>歳入総額 7,895,000千円</p> <p>主なもの</p> <p>国民健康保険税 1,354,749千円</p> <p>国庫支出金 201千円</p> <p>都支出金 5,440,661千円</p>	3月24日 可決

		繰入金 1,061,126千円 繰越金 30,000千円 諸収入 8,261千円 歳出総額 7,895,000千円 主なもの 保険給付費 5,266,625千円 国民健康保険事業費納付金 2,314,374千円 保健事業費 122,958千円 諸支出金 10,500千円 所管課 保険年金課	
議案 第4号	令和3年度清瀬市駐車場事業 特別会計予算	歳入総額 79,000千円 繰越金 1,000千円 諸収入 78,000千円 歳出総額 79,000千円 駐車場費 61,000千円 予備費 1,000千円 諸支出金 17,000千円 所管課 道路交通課	3月24日 可決
議案 第5号	令和3年度清瀬市介護保険特 別会計予算	歳入総額 7,197,000千円 主なもの 保険料 1,280,533千円 国庫支出金 1,702,689千円 支払基金交付金 1,847,576千円 都支出金 1,024,291千円 繰入金 1,335,707千円 歳出総額 7,197,000千円 主なもの 総務費 196,075千円 保険給付費 6,581,173千円 地域支援事業費 412,552千円 所管課 高齢支援課	3月24日 可決
議案 第6号	令和3年度清瀬市後期高齢者 医療特別会計予算	歳入総額 2,045,000千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 894,639千円 繰入金 1,068,848千円	3月24日 可決

		歳出総額 2,045,000千円 主なもの 総務費 31,313千円 広域連合納付金 1,905,070千円 保健事業費 104,117千円 所管課 保険年金課	
議案 第7号	令和3年度清瀬市下水道事業 会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,223,940千円 営業収益 997,103千円 営業外収益 226,837千円 下水道事業費用 1,177,717千円 営業費用 1,122,181千円 営業外費用 54,336千円 特別損失 200千円 予備費 1,000千円 資本的収支 資本的収入 413,699千円 企業債 341,400千円 他会計出資金 11,466千円 国庫補助金 55,000千円 都補助金 2,750千円 負担金等 3,083千円 資本的支出 717,295千円 建設改良費 427,558千円 企業債償還金 289,737千円 所管課 下水道課	3月24日 可決
議案 第8号	令和2年度清瀬市一般会計補 正予算(第10号)	補正前の歳入歳出総額 43,657,879千円 補正後の歳入歳出総額 43,936,805千円 歳入総額 278,926千円 主なもの 国庫支出金 15,515,879千円 都支出金 5,632,666千円 財産収入 15,431千円 寄付金 16,029千円 繰入金 2,408,024千円 諸収入 139,468千円 市債 3,359,000千円	3月24日 可決

		歳出総額 278,926千円 主なもの 総務費 15,838,358千円 民生費 17,168,211千円 商工費 90,788千円 土木費 1,883,435千円 教育費 3,076,966千円 諸支出金 399,664千円 所管課 財政課	
議案 第9号	令和2年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	補正前の歳入歳出総額 8,117,494千円 補正後の歳入歳出総額 8,117,494千円 歳出総額 116,635千円 主なもの 償還金及び還付金 67,063千円 繰越金 49,572千円 所管課 保険年金課	3月24日 可決
議案 第10号	令和2年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 81,966千円 補正後の歳入歳出総額 84,114千円 歳入総額 2,148千円 主なもの 繰入金 2,148千円 歳出総額 2,148千円 主なもの 駐車場費 2,148千円 所管課 道路交通課	3月24日 可決
議案 第11号	令和2年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 6,876,679千円 補正後の歳入歳出総額 6,991,616千円 歳入総額 114,937千円 主なもの 国庫支出金 1,616,909千円 支払基金交付金 1,745,485千円 都支出金 967,756千円 繰入金 1,221,983千円 歳出総額 114,937千円 主なもの 保険給付費 6,193,710千円 地域支援事業費 422,864千円 所管課 高齢支援課	3月24日 可決

<p>議 案 第 1 2 号</p>	<p>清瀬市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例</p>	<p>市は、本年4月1日を施行日として組織改正をします。</p> <p>これにより、市長部局と教育委員会との関係では、清瀬市郷土博物館、郷土博物館が所掌する文化に関すること及び文化財の保護に関することの事務分掌を教育委員会から市長部局へ機関外移管して管理及び執行できるよう組織を改正します。</p> <p>清瀬市郷土博物館等の管理及び執行の権原を市長部局へ移すためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項により条例規定する必要があることから、新たに条例を制定するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 教育総務課</p>	<p>3月24日 可 決</p>
<p>議 案 第 1 3 号</p>	<p>清瀬市コミュニティハウス設置条例</p>	<p>学校を拠点とした持続可能な地域づくりを推進するため、元気に生活を営もうとする高齢者等の地域住民の交流及び社会参加を促進させる「清瀬市コミュニティハウス」を新たに設置します。</p> <p>施設では、市教育委員会と都教育委員会の協働により、地域学校協働活動の推進、高齢者をはじめとした地域住民等の交流及び社会参加の促進等を調査、研究するものです。</p> <p>この施設を公の施設として管理、運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 施設の名称及び位置</p> <p style="padding-left: 20px;">施設の名称 清瀬市コミュニティハウス</p> <p style="padding-left: 20px;">位 置 東京都清瀬市中里五丁目624番地 (市立清瀬中学校校庭北東側)</p> <p>2 事業（概要）</p> <p>(1) 清瀬市教育委員会及び東京都教育委員会が協働で次の事項を研究等する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地域学校協働活動の推進に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 高齢者をはじめとした地域住民等の交流及び社会参加の促進に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 地域教育の先駆的な企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 市民活動等の利用に供すること。</p> <p style="text-align: right;">所管課 指導課</p>	<p>3月24日 可 決</p>

議案 第14号	清瀬市組織条例の一部を改正する条例	<p>市は、本年4月1日を施行日として組織改正をします。</p> <p>部名の新設及び変更と共に、部の分掌事務を改める必要があることから、一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 企画課</p>	3月24日 可決
議案 第15号	清瀬市郷土博物館条例等の一部を改正する条例	<p>市は、本年4月1日を施行日として組織改正をします。</p> <p>清瀬市郷土博物館をはじめその分掌事務の一部を教育委員会から市長部局へ機関外移管するため、公の施設の使用承認をはじめとする行政処分等の権原を教育委員会から市長に移す必要があります。</p> <p>これにより、郷土博物館が所管する4つの条例を一括して一部改正するものです。</p> <p>改正する条例</p> <p>(1) 清瀬市郷土博物館条例</p> <p>(2) 清瀬市民文化センター条例</p> <p>(3) 清瀬市古民家「旧森田家」設置条例</p> <p>(4) 清瀬市文化財保護条例</p> <p style="text-align: right;">所管課 郷土博物館</p>	3月24日 可決
議案 第16号	清瀬市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例	<p>市は、本年4月1日を施行日として組織改正をします。</p> <p>組織改正により部課名及び分掌事務を改めるため、予防接種健康被害調査委員会の庶務担当の部課名を改める等の一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 健康推進課</p>	3月24日 可決
議案 第17号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）の施行に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額の減額基準について、基礎控除額を「33万円」から「43万円」に上げます。</p> <p>併せて、世帯の給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基礎控除額に加えられるよう、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	3月24日 可決

<p>議 案 第 18 号</p>	<p>清瀬市介護保険条例の一部を 改正する条例</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画により、令和3年度から5年度までの介護保険料の額を規定するものです。</p> <p>また、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除と共に、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額の10万円引き下げに伴う介護保険料への影響等を除くため、一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 高齢支援課</p>	<p>3月24日 可 決</p>
<p>議 案 第 19 号</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令 の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、①市指定居宅介護支援等の事業、②市指定地域密着型サービス事業者、③市指定地域密着型介護予防サービス事業者及び④市指定介護予防支援等の、事業に係る人員及び運営の各基準等を改める必要から、一部改正をするものです。</p> <p>今回の一部改正は、4つの条例で規定する運営の各基準等において、それぞれ相互に規定内容に関係が生じているため、一括で一部改正するものです。</p> <p>改正する条例</p> <p>(1) 清瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準等に関する条例</p> <p>(2) 清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定及び運営基準等に関する条例</p> <p>(3) 清瀬市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営基準並びに介護予防の支援方法に関する条例</p> <p>(4) 清瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">所管課 高齢支援課</p>	<p>3月24日 可 決</p>

<p>議 案 第 20 号</p>	<p>清瀬市都市計画審議会条例の一部を改正する条例</p>	<p>市は、本年4月1日を施行日として組織改正をします。</p> <p>組織改正により課名を改めるため、都市計画審議会の庶務担当の課名を改める一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 まちづくり課</p>	<p>3月24日 可 決</p>
<p>議 案 第 21 号</p>	<p>令和2年度清瀬市一般会計補正予算（第11号）</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業費等を増額補正し、同接種事業費は令和3年度に執行できるよう繰越明許します。併せて、新型コロナウイルス感染症対策基金及び財政調整基金への積立てのため、増額補正するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 現予算額 43,936,805千円</p> <p>2 歳入歳出補正予算額 464,007千円</p> <p>3 補正後予算額 44,400,812千円</p> <p>4 歳出内訳</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 402,127千円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症 対策基金積立事業 16,806千円</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策事業 ▲13,147千円</p> <p>(4) 住居確保給付金給付事業 3,478千円</p> <p>(5) 情報教育推進事業 ▲792千円</p> <p>(6) 財政調整基金積立事業 55,535千円</p> <p>5 繰越明許 新型コロナウイルスワクチン接種事業 493,497千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	<p>3月24日 可 決</p>
<p>議 案 第 22 号</p>	<p>清瀬市教育委員会委員の任命について</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、清瀬市教育委員会委員を任命する必要があるため、同条同項の規定により議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都小平市鈴木町二丁目689番地29</p> <p>氏 名 兵 頭 扶美枝 氏</p> <p style="text-align: right;">職員課・教育総務課所管</p>	<p>3月24日 同 意</p>

<p>議 案 第 23 号</p>	<p>清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴って、国保加入者の傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を改める必要があることから、一部改正するものです。</p> <p>この一部改正による傷病手当金の受給条件等に変更はありません。</p> <p style="text-align: right;">保険年金課所管</p>	<p>3月24日 可 決</p>
-----------------------	------------------------------	---	----------------------